

平成25年度川崎医学会役員名簿（案）

会長	福永仁夫								
副会長	砂田芳秀 柏原直樹								
運営委員会									
運営委員長	大槻剛巳								
機関誌担当	尾内一信 西村泰光								
講演会担当	中村雅史 瀧川奈義夫 山内 明								
会計担当	原田 保 佐々木 環								
庶務担当	植村貞繁 橋本 謙								
監事(会計監査)	青木省三 五十嵐英哉								
評議員									
学内(37名)									
伊東克能	石原克彦	植村貞繁	宇野昌明	尾内一信	大熊誠太郎	大槻剛巳	岡三喜男	勝山博信	
河本博文	栗林 太	佐々木環	杉原 尚	園尾博司	瀧川奈義夫	種本和雄	梅原彰夫	寺田喜平	
通山 薫	富田正文	中村雅史	西村泰光	西松伸一郎	橋本 謙	濱崎周次	原田 保	日野啓輔	
平塚純一	藤本 亘	梶尾武史	益田芳樹	宮本 修	宗 友厚	虫明 基	山内 明	山辻知樹	
吉田 清									
学外(8名)									
角田 司	石井鏡二	伊勢真樹	今城吉成	梶谷 喬	佐々木和信	田淵昭雄	名木田恵理子		
機関誌編集委員会									
編集委員長	大槻剛巳								
編集副委員長	宗 友厚								
庶務担当	尾内一信 西村泰光								
編集委員(7名)	伊東克能 種本和雄 通山 薫 日野啓輔 平塚純一								
	宇野昌明 栗林 太 寺田喜平 宮本 修 梶尾武史								
	益田芳樹(教養篇担当) 虫明 基(教養篇担当)								

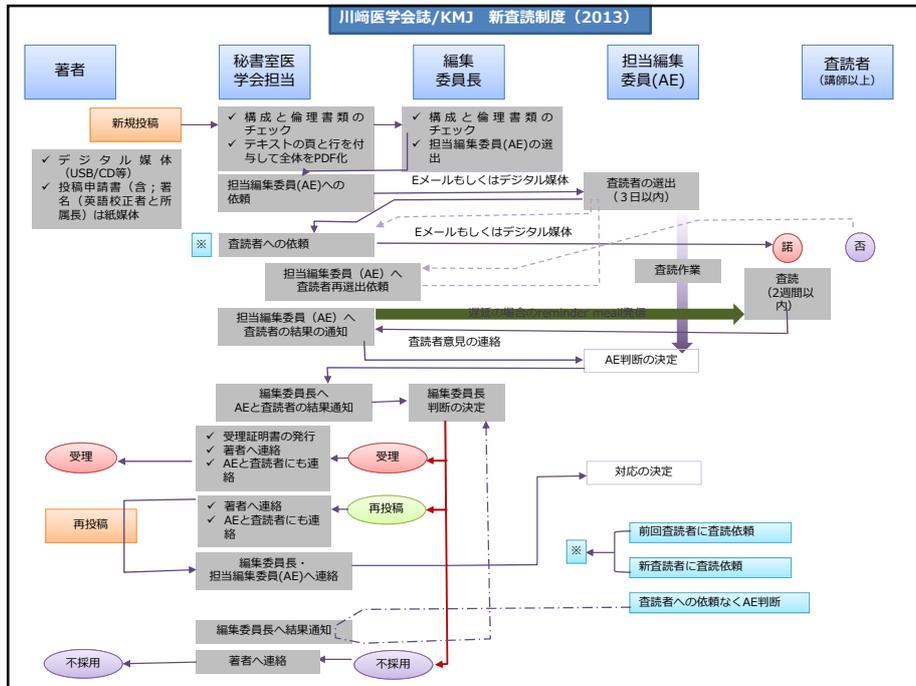
平成24年刊行状況

巻・号	38-1		38-2 (学術集会抄録集)		38-3		38-4	
	和文	英文	和文	英文	和文	英文	和文	英文
当該最終論文受理日	H24.3.17				H24.6.15		H24.9.25	
納品日	H24.5.30		H24.7末		H24.9.27		H24.12.11	
論文編数	和文	英文	和文	英文	和文	英文	和文	英文
総説	0	0			0	0	0	0
原著	3	1			5	2	3	1
症例報告	0	1			2	0	4	1
その他	3※	0			0	0	1※※	0
計	8				9		10	

平成25年刊行状況

平成25年7月9日現在

巻・号	39巻1号		39巻2号		39巻3号		39巻4号	
当該最終論文 受理日	H24.12.25				H25.4.5			
納品日	H25.3末		H25.7月末予定		H25.8月末～ 9月予定			
論文編数	和文	英文	学術集会抄 録集合		和文	英文	和文	英文
総説	0	0			0	0	0	0
原著	2	3			1	3	2	1
症例報告	1	1			2	0	0	1
その他	0	0			1	0	1	0
計	7				7		5	
進行状況	納品済		納品済み		初校中		投稿待ち	



川崎医学会講演会(平成24年度)

開催数 **合計26回** (第230回～第254回)

内訳 学外講師 24回
学内講師 2回 (川崎医学会賞2回)

参考: 平成 23年度 28回
22年度 25回
21年度 14回
20年度 16回

川崎医学会講演会(平成25年度)

開催および予定数

合計17回 7/9現在 (第255回～第271回
受賞講演会含む)

内訳 学外講師 16回
学内講師 1回 (川崎医学会受賞講演会)

川崎医学会賞について

研究奨励賞：大学・研究委員会より

大植 祥弘先生

対象論文： Spontaneous antibody, and CD4 and CD8 T-cell responses against XAGE-1b (GAGED2a) in non-small cell lung cancer patients.
International Journal of Cancer 131(5) : E649-E658, 2012

医学会誌論文賞：医学会・編集委員会より

塩谷 昭子先生

対象論文： 当院における小腸カプセル内視鏡検査の5年間の集計
川崎医学会誌 38 : 97-105, 2012

川中 美和先生

対象論文： A prospective study showing poor prognosis in Japanese NASH patients with fibrosis stage F3-4
Kawasaki Medical Journal 38 : 119-127, 2012

現在の規定	改訂後	事由
川崎医学会会則 第1章 総則 第1条 本会は、川崎医学会と称する。 第2条 本会の事務所を川崎医科大学内におく。 第2章 目的および事業 第3条 本会は、医学の研究を奨励し、会員相互の学識を高め、医学の進歩に貢献することを目的とする。 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 機関誌の発行 (2) 学術講演会の開催 (3) その他必要な事業 第3章 会員 第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員および賛助会員に区分する。 2 正会員は、次に掲げる者とする。 (1) 川崎医科大学および附属病院の教員、レジデント、研修医 (2) 川崎医科大学大学院生 (3) 前号(1)、(2)以外の川崎医科大学卒業生で、本会に入会を希望する者 (4) 川崎医療短期大学、川崎医科大学附属川崎病院、川崎リハビリテーション学院および川崎医療福祉大学の教員並びに医師で、本会に入会を希望する者	川崎医学会会則 第1章 総則 第1条 本会は、川崎医学会と称する。 第2条 本会の事務所を川崎医科大学内におく。 第2章 目的および事業 第3条 本会は、医学の研究を奨励し、会員相互の学識を高め、医学の進歩に貢献することを目的とする。 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 機関誌の発行 (2) 学術講演会の開催 (3) 川崎医科大学学術集會を共催 (4) 川崎医学会賞の授与 (5) 会員総会、評議員会を開催 (6) その他必要な事業 第3章 会員 第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員および賛助会員に区分する。 2 正会員は、次に掲げる者とする。 (1) 川崎医科大学および附属病院、 <u>附属川崎病院</u> の教員、レジデント、研修医 (2) 川崎医科大学大学院生 (3) 川崎医療福祉大学、川崎医療短期大学および川崎リハビリテーション学院の教員 <u>もしくは</u> 医師で、本会に入会を希望する者 (4) その他、会員の推薦により評議員会で入会を認められた者	事務所という記載は、学会としてあまりそぐわない 会員総会ならびに学術集會（川崎医科大学の学術集會を共催）、ならびに川崎医学会賞を事業に明記 大学の研究体制の変化に合わせて医学会事業も変化 川崎医学会賞は、25周年記念事業は特別会計だったが、10年後以降一般会計で実施している。 附属川崎病院を附属病院の次に挿入。 10年少し前まで10年間くらい、卒業生の国家試験受験説明会で、勧誘をしていたが、現在は中止。特段のアナウンスや勧誘は行っていない 附属川崎病院を削除 教員並びに医師ではなく、もしくはである；

<p>(5) その他、会員の推薦により評議員会に入会を認められた者</p> <p>3 名誉会員は、評議員会で選出する。</p>	<p>3 名誉会員は、<u>功勞のあつたものを会員とする。また名譽会員は、役員には就かないこととする。</u></p>	<p>名譽会員と賛助会員の規定がない。</p> <p>別途、細則もしくは諸規定みたいなものを作成するべきか？・・・会則の第14条に名譽会員は年会費を徴収しないと明記されているが、賛助会員については別に定めるとしか記していない。</p> <p>名譽会員は、助教～教授まで含めて、定年退職された方とする。名譽会員は会費免除であるため、これらの方からは退職時に会員継続の可否を問わずに、名譽会員となり、会員でい続けられることを伝達する。ただし、案内その他は郵送せず、WEBを閲覧していただくようお願いする。</p> <p>また、名譽会員となった場合には、評議員・運営委員などの学会内役職からは外れていただく。</p> <p>ただし、学国内他施設に異動された場合には、この限りではない（例：福祉大、附属川崎病院など）。すなわち、会員天引きが可能な場合には、会員で居ていただく。</p> <p>教員・医師以外の職種あるいは他施設の教員などは、定年も含めて退職時に会員継続の意思を確認する。</p>
<p>4 賛助会員に関する事項は、別に定める。</p> <p>第4章 役員 第6条 本会に次の役員をおく。 (1) 会長 1名 川崎医科大学学長を推す。 (2) 副会長 若干名 川崎医科大学副学長を推す。 (3) 運営委員長 若干名 川崎医科大学医学会担当学長補佐を推す。 (4) 評議員 若干名 総会で選出する。</p>	<p>4 賛助会員は、<u>本学会の目的および事業に賛同する学協会・企業・団体とし、運営委員会による審査、評議員会・総会による承認を経て、賛助会員となる。</u></p> <p>第4章 役員 第6条 本会に次の役員をおく。 (1) 会長 1名 川崎医科大学学長を推す。 (2) 副会長 若干名 川崎医科大学副学長を推す。 (3) 運営委員長 若干名 川崎医科大学医学会担当教員を推す。 (4) 評議員 若干名 総会で選出する。</p>	<p>賛助会員は、本学会の目的および事業に賛同する学協会・企業・団体として、運営委員会による審査、評議員会・総会による承認を経て、賛助会員となる。賛助会員の年会費は50,000円とする。</p> <p>辻岡先生が学長補佐に就任されて以来、学長補佐職の中で「医学会担当」が出来たことにより、運営委員長が新設された。 しかし、H25年度より、大槻が副学長補佐として、医学会運営委員長を務めたことにより、この規定と齟齬が生じるようになった。</p>

<p>(5) 運営委員 若干名 評議員の中から互選する。 (6) 機関誌編集委員 若干名 選出については、別に定める。 (7) 監事 2名 会長が、委嘱する。</p>	<p>(5) 運営委員 若干名 評議員の中から互選する。 (6) <u>編集委員長 1名</u> <u>運営委員長が指名する。</u> (7) 編集委員 若干名 <u>編集委員長が委嘱する。</u> (8) 監事 2名 会長が、委嘱する。</p>	<p>編集委員について「別に定める」となっているが、別の規定はない。これも細則なり諸規定で規定することが必要と考える。編集委員長の規定もなかったので、取り敢えず。</p> <p>尚、編集事務作業についてのマニュアルについては、編集委員会内にあり。</p> <p>編集委員長は「運営委員長が指名する」、でもよいかも知れません。そして、編集委員は「編集委員長が委嘱する」くらいでどうでしょうか？</p>
<p>第7条 会長と副会長の任期は、川崎医科大学学長および副学長の任期と同じとする。 評議員および監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>8 役員は、次の事務を分掌する。 (1) 会長は、本会を代表し、かつ、本会会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、かつ、会長に事故あるときはその職務を代行する。 (3) 評議員は、本会の会務について審議する。 (4) 運営委員は、庶務、会計、講演会など本会の会務を分担する。 (5) 機関誌編集委員は、機関誌の編集に関する業務を行う。 (6) 監事は、業務執行状況および会計について監査する。</p>	<p>第7条 会長と副会長の任期は、川崎医科大学学長および副学長の任期と同じとする。 評議員および監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>8 役員は、次の事務を分掌する。 (1) 会長は、本会を代表し、かつ、本会会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、かつ、会長に事故あるときはその職務を代行する。 (3) <u>運営委員長は、本会の業務の実践について、企画運営を行う。</u> (4) 運営委員は、庶務、会計、講演会など本会の会務を分担する。 (5) 評議員は、本会の会務について審議する。 (6) <u>機関誌編集委員長ならびに編集委員は、機関誌の編集・発刊に関する業務を行う。</u> (7) 監事は、本会の業務の執行状況および会計について監査する。</p>	<p>役員に追加した分だけ、その所掌する業務も新たに記載する、</p>
<p>第5章 会議 第9条 通常総会は、年1回会長が招集し、業務報告、会計決算、予算案、役員の出選などを審議する。臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。</p>	<p>第5章 会議 第9条 <u>会員総会は、年1回会長が招集し、業務報告、会計決算、予算案、役員の出選などを審議する。臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。</u></p> <p>2 <u>会員総会は、共催する川崎医科大学学術集會時に実施する。</u></p>	<p>通常総会ではなく、会員総会という名称とする。</p> <p>総会ならびに評議員会の時期を学術集會に合わせる。</p>

<p>第10条 評議員会は、会長、副会長および評議員で構成し、通常総会の前に会長が招集する。また、臨時評議員は、会長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>第11条 運営委員会は、会長、副会長および運営委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>第12条 総会の議長は、総会での互選により決める。評議員会および運営委員会の議長は会長があたる。</p> <p>2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決める。但し、総会において会則の改訂、予算、決算などの重要な事項に関しては、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。</p>	<p>第10条 評議員会は、会長、副会長および評議員で構成し、<u>会員</u> 総会の前に会長が招集する。また、臨時評議員は、会長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>2 評議員会は、共催する川崎医科大学学術集會時に実施する。</p> <p>第11条 運営委員会は、会長、副会長および運営委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>第12条 総会の議長は、総会での互選により決める。評議員会および運営委員会の議長は<u>運営委員長</u>があたる。</p> <p>2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決める。但し、総会において会則の改訂、予算、決算などの重要な事項に関しては、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。</p>	<p>第12条の議長について、運営委員長が決まるまでは、総会では、議長選出を儀式的に行っていたが、その後は、会長でなく運営委員長が担当することになっているので、もう会則に記して良いと思われる。</p>
<p>第6章 会計</p> <p>第13条 本会の経費は、入会金、年会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 第5条第2項(3)、(4)、(5)の会員のうち、会費を2年以上滞納した会員は、脱会したものとみなす。</p> <p>第14条 入会金は、5,000円とし、正会員の年会費は、7,000円とする。</p> <p>2 賛助会員の会費は、別に定める。</p> <p>3 名誉会員は、年会費を徴収しない。</p> <p>4 納入された会費は、返却しない。</p>	<p>第6章 会計</p> <p>第13条 本会の経費は、年会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 会費を2年以上滞納した会員は、脱会したものとみなす。</p> <p>第14条 正会員の年会費は、8,000円とする。</p> <p>2 賛助会員は、年会費50,000円とする。</p> <p>3 名誉会員は、年会費を免除する。</p> <p>4 納入された会費は、返却しない。</p> <p>5 <u>毎年8月(学術集會開催)以降に入会(川崎医大に就職)した会員は、当該年度の会費を免除する。</u></p>	<p>寄付金については、以前、学国からの供与を受けていた。また、将来的に、必要となる可能性もあり残す。</p> <p>第5条2項を変更したので、(3)、(4)、(5)などの記載を省く。また、大学院生も、次年度学費に含む形で次年度会費を納入する方式を採用することにするので、今後は大学院生の滞納は生じにくいと考える、</p> <p>入会金を無としたい。</p> <p>実例として、最近、各医局で、年度途中に出向されて、翌年度にまた戻られるようなケースが散見され、出向の際に、会員非継続とされる場合には、再度、</p>

<p>第7章 機関誌</p> <p>第15条 本会は、機関誌として川崎医学会誌、Kawasaki Medical Journalおよび川崎医学会誌一般教養篇を発行する。</p> <p>2 機関誌編集委員会については、別に定める。</p> <p>3 本会会員は、川崎医学会誌および川崎医学会誌一般教養篇の配布を受ける。</p>	<p>第7章 機関誌</p> <p>第15条 本会は、機関誌として川崎医学会誌、Kawasaki Medical Journalおよび川崎医学会誌一般教養篇を発行する。</p> <p>2 <u>機関誌編集委員会は、春季ならびに秋季に編集委員会を開催する。</u></p> <p>3 <u>投稿論文に関してはビデオ制度をもって査読を行い、採否を決定する。</u></p> <p>4 <u>教養篇については、投稿希望者による概要の発表会をもって、採否を決定する。</u></p> <p>5 <u>編集委員会にて、川崎医学会論文賞候補を決定し、運営委員会に答申する。</u></p>	<p>入会金を納入していただかなければならず、若干、理不尽な処遇という感もあり。</p> <p>また、通常の学会の場合には、それぞれの研究者・臨床家などが自らの研究・診療・教育に関連する学会に自ら願って会員となるが、本学会は、本学に就職することにより自動的に入会することになるため、入会金の意義付けが難しい。</p> <p>→ 今年度は以下の通りでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員総数：695名 ・うち、新規入会者：82名 <p>今年度の実績で計算すると、入会金を廃止し、年会費を8,000円にすると収入は285,000円増収</p> <p>また、雑誌をオンライン化し、オープンアクセスにしたこと、講演会は会員しか参加できないという規制を敷いていないこと、学術集會も8月第1週であり、その時に総会も開催することにしていくので、8月以降の入会者(医大の採用教員)は、当該年度の会費を免除することにした。</p> <p>機関誌編集委員会については、ここで記載する。</p> <p>項目3については、オンラインでオープンアクセスになっているので、記載しない。</p> <p>和文誌と英文誌が現在、合体しているので、記載を合わせる。</p> <p>→ ただし、要望として、英文誌は英文誌として独立してほしい、ということもある。</p> <p>→ この理由として、とある学会の専門医の申請に必要な要件として、英文誌であること(国内学会発行のもので可ということであるらしい)が条件になっていることである(ちなみに、peer review制度は導入済み)。</p> <p>→ また更なる理由として、今後、附属病院が特定</p>
---	---	--

	<p>第8章 学術講演会 第16条 本会は、会員の学術研究の向上、相互研修の目的で、学術講演会を開催する。</p> <p>2 講演会運営の詳細あるいは経費などについては、別に定める。</p> <p>3 講演会担当運営委員が、その企画運営の実践にあたる。</p> <p>第9章 川崎医科大学学術集会の共催 第17条 本会は、川崎医科大学学術集会を共催し、その活性化に寄与する。</p> <p>2 学術集会時に、評議員会、会員 総会を開催する。</p> <p>3 学術集会時に、川崎医学会賞受賞者の講演を実施する。</p> <p>4 その他、学術集会の円滑な運営に協力する。</p> <p>第10章 川崎医学会賞の授与 第18条 本会に川崎医学会賞を設ける。</p> <p>2 医学会賞には奨励賞と論文賞を設け、規定の詳細は別に定める。</p> <p>3 奨励賞は、自他薦による公募を行い、川崎医</p>	<p>機能病院として評価されるためには、英文誌（国内外や medlineもしくはJCI（いわゆるimpact factor）への登録の有無は問わず）への英文論文の業績が必要になってくる可能性が大きい。</p> <p>→実際にはオンライン化しているので、雑誌の厚みなどの見方は気にしなくてもよい。現状でたとえば、2012年には、英文論文が7編、2011年は11編あり、再び、分離し、英文誌（KMJ）は年1～2巻のみ、和文誌を年2～3巻とすることは可能である。</p> <p>その他の事業について記載する。</p> <p>講演会についての規定は…現在、秘書室に運用マニュアルがあるので、それを規定として今後まとめればよい。</p> <p>医学会賞の詳細な規定は、25周年記念事業で制定した際に、別に設けてあり、それを以て、諸規定とする。</p> <p>ただし、その中で、決定は評議員会で決定、総会時に受賞式ならびに受賞講演会を設けることとしている。</p> <p>しかしながら、近年は総会と評議員会を同時に実施す</p>
--	---	--

<p>第8章 事務 16 本会の事務は、川崎医科大学学務部で行う。</p> <p>附則 この会則は、昭和50年3月12日から施行する。 昭和51年12月8日改訂 昭和52年7月13日改訂 昭和54年5月23日改訂 昭和58年6月21日改訂 昭和59年6月20日改訂 昭和60年6月26日改訂 昭和62年6月10日改訂 平成3年6月12日改訂 平成6年11月30日改訂 平成21年7月29日改訂</p>	<p>科大学研究委員会に候補者の選定を委嘱する。 また論文賞は、本会機関誌の掲載論文を対象として、機関誌編集委員会が対象論文候補を選定する。両会の上申を受け、川崎医学会運営委員会にて、決定する。</p> <p>4 川崎医科大学学術集会において授賞式を執行し、受賞講演を実施する。</p> <p>第11章 事務 第19条 本会の事務は、川崎医科大学事務部中央教員秘書室で行う。</p> <p>附則 この会則は、昭和50年3月12日から施行する。 昭和51年12月8日改訂 昭和52年7月13日改訂 昭和54年5月23日改訂 昭和58年6月21日改訂 昭和59年6月20日改訂 昭和60年6月26日改訂 昭和62年6月10日改訂 平成3年6月12日改訂 平成6年11月30日改訂 平成21年7月29日改訂 平成25年8月3日改訂</p>	<p>ることが多く、運営委員会にて決定し、総会兼評議員会時に受賞式ならびに受賞講演を行うこととする。</p> <p>諸規定側を変更する。</p> <p>事務部の改組（平成24年度）に伴い、「学務部」が消滅。また、中央教員秘書室は、学務部ではなくなっている。</p> <p>今年の総会時に改訂を了承してもらおう。</p>
---	--	---